

公益社団法人 神奈川県薬剤師会 会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第5条から第11条の規定に基づき、本会の会員の構成、並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員構成)

第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に基づき正会員、賛助会員、名誉会員及び有功会員とする。

第2章 入会等手続

(入会基準及び手続)

第3条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別紙「第1号様式」の入会申込書に必要事項を記入し、当該年度の入会金・会費を添えて、本会会長に提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書に対し、本会理事会は、別表の資格基準により審査を行い、入会の可否を決定し、申込者に別紙「第2号様式」により通知する。
- 3 名誉会員及び有功会員は、理事会の推薦により、総会において決定する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

(別紙「第3号様式」)

- 2 前項の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届を理事会に提出しなければならない。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、本会が別に定める「個人情報の保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」に基づき取扱わなければならない。

(会費)

第5条 会費の金額及び納期、並びに会費滞納に対する催告等に関する細則は、本会定款第8条により総会において別に定める「会費規程」による。

- 2 定款第5条第1項第3号の名誉会員については、会費を要しない。
- 3 定款第5条第1項第4号の有功会員については、会費を要しない。

(退会事由及び手続)

第6条 会員は、定款第9条の規定に基づき、退会届（別紙「第4号様式」）を提出して、任意に退会することができる。

- 2 定款第11条の定めにより、退会以外の理由により、会員の資格を喪失した場合は、退

会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の会費及び負担金等は返還しない。

(再入会)

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて定款第6条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込みに対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会は認めないこととする。

第3章 正会員

(種別)

第8条 定款第5条に定める正会員の種別は、次のとおりとする。

- 一 第1種会員は、薬局及び店舗販売業の経営者・管理者とする。
- 二 第2種会員は、第1種会員以外の者とする。

第4章 賛助会員

(種別)

第9条 定款第5条に定める賛助会員の種別は、次のとおりとする。

- 一 賛助A会員は、薬局、店舗販売業及び卸売販売業の非薬剤師の経営者
- 二 賛助B会員は非薬剤師の、薬品の製造業、卸売業、医薬品販売等の関係者及び本会の目的・事業に賛同する個人並びに神奈川県以外に在住する薬剤師
- 三 賛助C会員は、本会の目的及び事業に賛同する企業・団体

第5章 名誉会員及び有功会員

(名誉会員及び有功会員)

第10条 名誉会員は、定款第5条に基づき、薬学の発展及び薬剤師職能の向上に著しい貢献があった者に贈る栄誉の称号とする。

第11条 有功会員は、定款第5条に基づき、本会の活動に関し特に功労のあった者に贈る称号とする。

(処遇)

第12条 名誉会員及び有功会員の称号を受けた者は、名誉会員及び有功会員名簿に登録する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
〔登記の日：平成 25 年 4 月 1 日〕
- 3 平成 27 年 3 月 15 日一部改正、平成 27 年 4 月 1 日より施行

「別表」資格基準

会員名称	資格基準
正会員	① 薬剤師の免許を取得していること。 (薬剤師法第 2 条) ② 薬事法及び薬剤師法等に違反した者で、業務停止期間等が終了していること。 ③ 本会の会員として除名の処分を受けた日から 5 年以上経過していること。
賛助会員	・ 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、事業に賛助するために入会を希望する個人及び企業・団体 ・ 神奈川県以外に在住する薬剤師
名誉会員	・ 薬学の発展及び薬剤師職能の向上に著しい貢献があった者として、総会で名誉会員とすることを決議した者
有功会員	・ 本会の活動に関し特に功績があった者として、総会で有功会員とすることを決議した者